全国の町村等職員のみなさまへ

商品内容のご説明

平成29年度

ご加入のおすすめ

任意共済保険

任意共済保険 【団体定期保険】

- 所定の高度障がい状態の保障!
- 死亡時の保障!

医療保障保険 【総合医療保険(団体型)】

- 手術のときにも給付金が支払われます!
- 1泊2日以上の入院から保障!

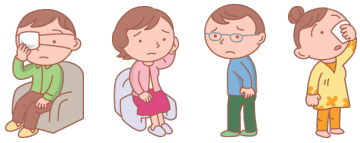

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。
また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。
お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

■ 申込締切日

平成28年11月4日(金)

■ 加入日(効力発生日)

平成29年1月1日

■ 制度内容・申込手続きに関するお問合せ先

ニッセイ団体保険コールセンター

通話料無料 0120-375-696

※お問合せの際には、団体名「全国町村会」をお申し出ください。

受付期間外の照会については、係の方へお問合せください。

- 受付期間:平成28年10月3日(月)～平成28年11月11日(金)
- 受付時間:月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日はお取扱いしておりません。)

保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに係の方へご連絡ください。
※上記ニッセイ団体保険コールセンターは、任意共済保険の照会のみ受付けております。
※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただくことがございます。

日本生命保険相互会社

全国町村会・都道府県町村会

あなたと、あなたが愛する家族の　ために「任意共済保険」への ご加入をおすすめします。

ポイント

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を受取ることができ、実質負担額が減ります。

※脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

現職中から退職後まで、充実した保障を確保できます！

死亡・所定の高度障がい状態　／　1泊2日以上の入院　／　手術等

年間払込掛金に対する配当実績

年度（保険期間）		平成27年度（H27.1.1～H27.12.31）	平成26年度（H26.1.1～H26.12.31）	平成25年度（H25.1.1～H25.12.31）
配当還元率	任意共済保険	約20.9％	約36.3％	約34.5％
	医療保障保険	約15.6％	約21.9％	—

※上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
※医療保障保険については、平成26年1月に商品切替えをしたため、平成26年度以降分を記載しています。

平成27年度　実質負担額

例　**本人　保険年齢25歳・男性**

死亡・高度障がい保険金額 400万円、入院給付金日額 5,000円にご加入の場合

		払込掛金(※)		配当金		配当金差引後の実質負担額
任意共済保険	月払	476円	−	−	＝	月払換算 約 377円
	年間	5,712円		1,190円		4,522円
医療保障保険	月払	1,180円	−	−	＝	月払換算 約 996円
	年間	14,160円		2,210円		11,950円
合計	月払	1,656円	−	−	＝	月払換算 約 1,373円
	年間	19,872円		3,400円		16,472円

（※）平成27年1月1日基準の掛金で計算しています。平成29年1月1日基準の掛金とは異なります。

目　次

制度のしくみと特徴	P 3 ～ P 4
任意共済保険	
この保険の特徴	P 5
保障額と掛金(月払・半年払・年払)	P 6 ～ P 7
取扱内容	P 8 ～ P12
契約概要	P13 ～ P14
注意喚起情報	P15 ～ P16
医療保障保険	
この保険の特徴	P17
制度の特徴・給付金のお支払事例	P18
主な保障内容・保障額と掛金(月払・半年払・年払)	P19 ～ P20
取扱内容	P21 ～ P23
契約概要	P25 ～ P26
注意喚起情報	P27 ～ P28
ご加入のみなさまへ	P29 ～ P31
ご加入の生命保険をご活用いただくために	P33
ご加入の手続きについて(「申込書兼告知書」記入方法)	P34
正しく告知いただくために	P35 ～ P36
退職後継続加入制度	
退職後における制度の取扱いについて・加入資格	P37
退職時のお取扱い	P38
ご加入例・掛金(年払)	P39
退職後継続加入制度(「申込書(退職者用)」記入方法)	P40
N-コンシェルジュ(企業保険商品付帯サービス)のご案内	P41 ～ P42

制度のしくみと特徴

任意共済保険は、みなさまの死亡・所定の高度障がい状態・入院（1泊2日以上）・手術等を、現職中から退職後まで幅広く保障する制度です。

1 ライフステージの変化に合わせ、毎年保障額の見直しができます。
（健康状態によっては保障額を増額できない場合があります。）

2 お申込み手続きは健康状態等の告知による方法です。
（医師の診査はありません。）
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。

3 掛金は、任意共済保険の規模による割引を適用しております。
（P6 ～ P7、P19 ～ P20をご覧ください。）

4 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
（ただし、脱退され保険期間の中途で保障終了となられた方は、配当金をお受取りになれません。）

昨年度の年間払込掛金に対する配当実績

任意共済保険（団体定期保険）	医療保障保険（総合医療保険（団体型））
約20.9%	約15.6%

※これは平成27年度（＊）の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。
（＊）保険期間：平成27年1月1日～平成27年12月31日

現職中

任意共済保険　死亡・所定の高度障がい状態を保障します。

お申込みにあたっては、必ずP5以降をご確認ください。

職員とその配偶者様・お子様まで、万一の場合の安心をサポートいたします。

▼ご加入　保険期間：1年

	申込保険金額	新規加入・増額
職　員	3,000万円～600万円、400万円（＊）	年齢60歳6カ月まで
配偶者	1,000万円～400万円（＊）	年齢60歳6カ月まで
こども	400万円	年齢22歳6カ月まで

選べる保障額と、それに応じた掛金は、P6 ～ P7をご確認ください。

更新　更新　更新

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。

更新日付にて、加入保険金額を増額（または減額）することができます。

※新規加入・増額をされる場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。
（＊）保険金額 職員（400万円）、配偶者（400万円）は新規に加入される方のみとなります。すでに加入されている方は、選択できません。

このようなときに、保険金をお支払いします。

- 保険期間中に死亡された場合
- 保険期間中に、加入日（＊）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

医療保障保険　1泊2日以上の入院・手術等を保障します。

お申込みにあたっては、必ずP17以降をご確認ください。

任意共済保険に加入された、職員とその配偶者様・お子様がご加入いただくことができます。
（医療保障保険にご加入いただくには、任意共済保険にご加入いただく必要があります。）

▼ご加入　保険期間：1年

	申込入院給付金日額		新規加入・増額
職　員	入院給付金：12,000円～5,000円	入院療養給付金：入院給付金日額×5 手術給付金： ・1泊2日以上継続した入院中に受けられた対象手術につき入院給付金日額×20 ・放射線治療は、入院給付金日額×10 ・外来・日帰り手術は、入院給付金日額×5	年齢60歳6カ月まで
配偶者	入院給付金：10,000円～3,000円		年齢60歳6カ月まで
こども	入院給付金：5,000円あるいは3,000円		年齢22歳6カ月まで

選べる保障額と、それに応じた掛金は、P19 ～ P20をご確認ください。

更新　更新　更新

原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。

更新日付にて、入院給付金日額を増額（または減額）することができます。

※新規加入・増額をされる場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。

保険期間中のケガや病気等による「入院」「手術」等に対する保障を確保できます。

退職後のお取扱いについて

概要はP37～P39をご覧ください。

退職後継続加入制度

職員とその配偶者の方は、退職後も、現職中と同様の保障が得られます！

任意共済保険　死亡・所定の高度障がい状態を保障します。
最長年齢70歳6カ月まで更新可能

医療保障保険　1泊2日以上の入院・手術等を保障します。
最長年齢69歳6カ月まで更新可能
●医療保障保険を継続加入いただくには、任意共済保険を継続加入いただく必要があります。

1 現職中の加入年数を問わず、移行することができます。
〔任意共済保険（医療保障保険）に、平成28年12月末日まで継続加入される方が対象です。〕

2 保険金額・入院給付金日額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。
退職後継続加入制度への移行時およびその後の更新時に、保険金額・入院給付金日額を増額することはできません。（減額・脱退は可能です。）

3 移行対象者は、職員とその配偶者となります。
こどもは、退職後継続加入制度の対象とはなりません。
［平成28年1月1日以降に加入団体を退職後、平成28年12月31日まで任意共済保険（医療保障保険）に引続き加入中である退職者（※）とその配偶者が対象です。
（※）そのこどもは平成28年12月31日までの加入となります。］

4 退職後継続加入制度への移行時に「任意共済保険」のみで継続加入された方は、その後、新たに医療保障保険にご加入いただくことはできません。

5 掛金のお払込みは年払となります。

留意点

- ●医療保障保険にご加入いただくには、任意共済保険にご加入いただく必要があります。
- ●配偶者・こどものみで加入することはできません。また、配偶者は、任意共済保険・医療保障保険ともに職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。こどもは、医療保障保険については、職員（配偶者も加入する場合は配偶者）と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ●掛金の払込方法は加入団体ごとに異なっておりますのでご注意ください。

任意共済保険【団体定期保険】

意向確認欄　ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

チェック欄

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- □ 保障内容はニーズに合致していますか。
- □ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この保険の特徴

任意共済保険を **“自分のために” “家族のために”** 上手に活用しましょう!

加入しやすい掛金で万一の場合の保障が確保できます。

団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金です。

一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

ただし、脱退され保険期間の中途で保障終了となられた方は、配当金をお受取りになれません。

昨年度の年間払込掛金に対する配当実績　任意共済保険 団体定期保険　約20.9%

※これは平成27年度(*)の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

(*)保険期間:平成27年1月1日～平成27年12月31日

お申込みにあたってはP8～P12を必ずご確認ください。

あなたに「もしも」の時、ご家族の暮らしを守ることができますか?

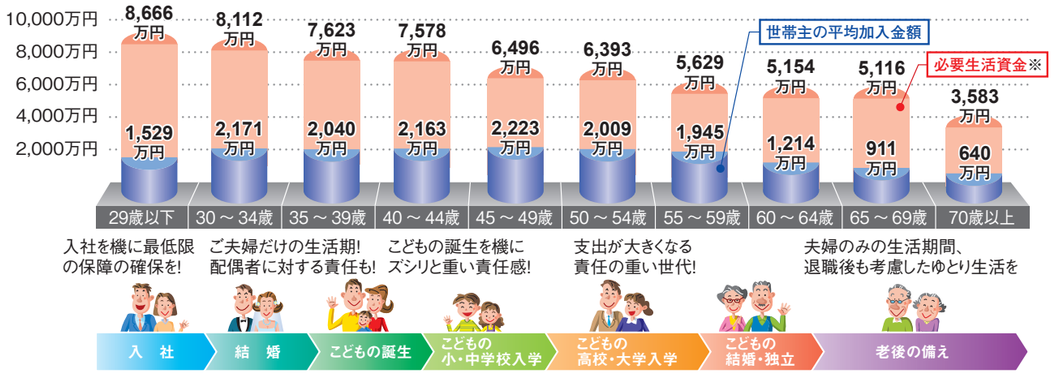

年代別必要生活資金※と世帯主の生命保険加入の実態

※「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要とされる生活資金、必要期間はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。

生命保険文化センター 「平成27年度　生命保険に関する全国実態調査」

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。

LOOK! **団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金です!**
この機会にぜひご加入・増額をご検討ください。

- ●《職員・配偶者》の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成29年1月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。
  年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。
  《こども》の掛金は1人あたりの確定掛金です。
- ●記載の掛金は、確定掛金を含め、平成28年6月21日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- ●保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。
- ●保険金額 職員(400万円)、配偶者(400万円)は新規に加入される方のみとなります。
  すでに加入されている方は、選択できませんのでご注意ください。(退職者の方は保険金額400万円に減額できます。)

月払掛金(概算)

職員の方は、**3,000万円～600万円、400万円**の保険金額からお選びください。
配偶者の方は、**1,000万円～400万円**の保険金額からお選びください。
お子様は、**400万円のみ**となります。

対象		職員				配偶者				職員・配偶者	こども
申込保険金額		3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	400万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)		3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	400万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)＋災害保険金額(災害高度障がい保険金額)		6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	1,000万円	800万円	600万円
保険年齢		(単位:円)									(単位:円)
男性	15歳～35歳 (S56.7.2生～H14.7.1生)	3,630	3,025	2,420	1,815	1,210	968	726	605	484	400 ※1人あたりの確定掛金です。 保険年齢 3歳～22歳 (H6.7.2生～H26.7.1生)
	36歳～40歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	4,410	3,675	2,940	2,205	1,470	1,176	882	735	588	
	41歳～45歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	5,520	4,600	3,680	2,760	1,840	1,472	1,104	920	736	
	46歳～50歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	7,500	6,250	5,000	3,750	2,500	2,000	1,500	1,250	1,000	
	51歳～55歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	10,590	8,825	7,060	5,295	3,530	2,824	2,118	1,765	1,412	
	56歳～60歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	14,760	12,300	9,840	7,380	4,920	3,936	2,952	2,460	1,968	
	61歳～65歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	21,000	17,500	14,000	10,500	7,000	5,600	4,200	3,500	2,800	
	66歳～70歳 (S21.7.2生～S26.7.1生)	33,780	28,150	22,520	16,890	11,260	9,008	6,756	5,630	4,504	
女性	15歳～35歳 (S56.7.2生～H14.7.1生)	2,430	2,025	1,620	1,215	810	648	486	405	324	
	36歳～40歳 (S51.7.2生～S56.7.1生)	3,360	2,800	2,240	1,680	1,120	896	672	560	448	
	41歳～45歳 (S46.7.2生～S51.7.1生)	3,930	3,275	2,620	1,965	1,310	1,048	786	655	524	
	46歳～50歳 (S41.7.2生～S46.7.1生)	5,010	4,175	3,340	2,505	1,670	1,336	1,002	835	668	
	51歳～55歳 (S36.7.2生～S41.7.1生)	6,510	5,425	4,340	3,255	2,170	1,736	1,302	1,085	868	
	56歳～60歳 (S31.7.2生～S36.7.1生)	7,740	6,450	5,160	3,870	2,580	2,064	1,548	1,290	1,032	
	61歳～65歳 (S26.7.2生～S31.7.1生)	10,260	8,550	6,840	5,130	3,420	2,736	2,052	1,710	1,368	
	66歳～70歳 (S21.7.2生～S26.7.1生)	15,210	12,675	10,140	7,605	5,070	4,056	3,042	2,535	2,028	

半年払掛金（概算）

半年払掛金は月払掛金の **6倍** です。

職員の方は、**3,000万円～600万円、400万円**の保険金額からお選びください。

配偶者の方は、**1,000万円～400万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円のみ**となります。

対象	職員							配偶者	職員・配偶者	こども
申込保険金額	**3,000万円**	**2,500万円**	**2,000万円**	**1,500万円**	**1,000万円**	**800万円**	**600万円**	**500万円**	**400万円**	**400万円**
疾病による場合 死亡保険金額（高度障がい保険金額）	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	400万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額（高度障がい保険金額）＋ 災害保険金額（災害高度障がい保険金額）	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	1,000万円	800万円	600万円
保険年齢									（単位：円）	（単位：円）
男性 15歳～35歳（S56.7.2生～H14.7.1生）	21,780	18,150	14,520	10,890	7,260	5,808	4,356	3,630	2,904	2,400
男性 36歳～40歳（S51.7.2生～S56.7.1生）	26,460	22,050	17,640	13,230	8,820	7,056	5,292	4,410	3,528	
男性 41歳～45歳（S46.7.2生～S51.7.1生）	33,120	27,600	22,080	16,560	11,040	8,832	6,624	5,520	4,416	
男性 46歳～50歳（S41.7.2生～S46.7.1生）	45,000	37,500	30,000	22,500	15,000	12,000	9,000	7,500	6,000	
男性 51歳～55歳（S36.7.2生～S41.7.1生）	63,540	52,950	42,360	31,770	21,180	16,944	12,708	10,590	8,472	
男性 56歳～60歳（S31.7.2生～S36.7.1生）	88,560	73,800	59,040	44,280	29,520	23,616	17,712	14,760	11,808	
男性 61歳～65歳（S26.7.2生～S31.7.1生）	126,000	105,000	84,000	63,000	42,000	33,600	25,200	21,000	16,800	
男性 66歳～70歳（S21.7.2生～S26.7.1生）	202,680	168,900	135,120	101,340	67,560	54,048	40,536	33,780	27,024	
女性 15歳～35歳（S56.7.2生～H14.7.1生）	14,580	12,150	9,720	7,290	4,860	3,888	2,916	2,430	1,944	
女性 36歳～40歳（S51.7.2生～S56.7.1生）	20,160	16,800	13,440	10,080	6,720	5,376	4,032	3,360	2,688	
女性 41歳～45歳（S46.7.2生～S51.7.1生）	23,580	19,650	15,720	11,790	7,860	6,288	4,716	3,930	3,144	
女性 46歳～50歳（S41.7.2生～S46.7.1生）	30,060	25,050	20,040	15,030	10,020	8,016	6,012	5,010	4,008	
女性 51歳～55歳（S36.7.2生～S41.7.1生）	39,060	32,550	26,040	19,530	13,020	10,416	7,812	6,510	5,208	
女性 56歳～60歳（S31.7.2生～S36.7.1生）	46,440	38,700	30,960	23,220	15,480	12,384	9,288	7,740	6,192	
女性 61歳～65歳（S26.7.2生～S31.7.1生）	61,560	51,300	41,040	30,780	20,520	16,416	12,312	10,260	8,208	
女性 66歳～70歳（S21.7.2生～S26.7.1生）	91,260	76,050	60,840	45,630	30,420	24,336	18,252	15,210	12,168	

※1人あたりの確定掛金です。

保険年齢 **3歳～22歳**（H6.7.2生～H26.7.1生）

年払掛金（概算）

年払掛金は月払掛金の **12倍** です。

職員の方は、**3,000万円～600万円、400万円**の保険金額からお選びください。

配偶者の方は、**1,000万円～400万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円のみ**となります。

対象	職員							配偶者	職員・配偶者	こども
申込保険金額	**3,000万円**	**2,500万円**	**2,000万円**	**1,500万円**	**1,000万円**	**800万円**	**600万円**	**500万円**	**400万円**	**400万円**
疾病による場合 死亡保険金額（高度障がい保険金額）	3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	600万円	500万円	400万円	400万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額（高度障がい保険金額）＋ 災害保険金額（災害高度障がい保険金額）	6,000万円	5,000万円	4,000万円	3,000万円	2,000万円	1,600万円	1,200万円	1,000万円	800万円	600万円
保険年齢									（単位：円）	（単位：円）
男性 15歳～35歳（S56.7.2生～H14.7.1生）	43,560	36,300	29,040	21,780	14,520	11,616	8,712	7,260	5,808	4,800
男性 36歳～40歳（S51.7.2生～S56.7.1生）	52,920	44,100	35,280	26,460	17,640	14,112	10,584	8,820	7,056	
男性 41歳～45歳（S46.7.2生～S51.7.1生）	66,240	55,200	44,160	33,120	22,080	17,664	13,248	11,040	8,832	
男性 46歳～50歳（S41.7.2生～S46.7.1生）	90,000	75,000	60,000	45,000	30,000	24,000	18,000	15,000	12,000	
男性 51歳～55歳（S36.7.2生～S41.7.1生）	127,080	105,900	84,720	63,540	42,360	33,888	25,416	21,180	16,944	
男性 56歳～60歳（S31.7.2生～S36.7.1生）	177,120	147,600	118,080	88,560	59,040	47,232	35,424	29,520	23,616	
男性 61歳～65歳（S26.7.2生～S31.7.1生）	252,000	210,000	168,000	126,000	84,000	67,200	50,400	42,000	33,600	
男性 66歳～70歳（S21.7.2生～S26.7.1生）	405,360	337,800	270,240	202,680	135,120	108,096	81,072	67,560	54,048	
女性 15歳～35歳（S56.7.2生～H14.7.1生）	29,160	24,300	19,440	14,580	9,720	7,776	5,832	4,860	3,888	
女性 36歳～40歳（S51.7.2生～S56.7.1生）	40,320	33,600	26,880	20,160	13,440	10,752	8,064	6,720	5,376	
女性 41歳～45歳（S46.7.2生～S51.7.1生）	47,160	39,300	31,440	23,580	15,720	12,576	9,432	7,860	6,288	
女性 46歳～50歳（S41.7.2生～S46.7.1生）	60,120	50,100	40,080	30,060	20,040	16,032	12,024	10,020	8,016	
女性 51歳～55歳（S36.7.2生～S41.7.1生）	78,120	65,100	52,080	39,060	26,040	20,832	15,624	13,020	10,416	
女性 56歳～60歳（S31.7.2生～S36.7.1生）	92,880	77,400	61,920	46,440	30,960	24,768	18,576	15,480	12,384	
女性 61歳～65歳（S26.7.2生～S31.7.1生）	123,120	102,600	82,080	61,560	41,040	32,832	24,624	20,520	16,416	
女性 66歳～70歳（S21.7.2生～S26.7.1生）	182,520	152,100	121,680	91,260	60,840	48,672	36,504	30,420	24,336	

※1人あたりの確定掛金です。

保険年齢 **3歳～22歳**（H6.7.2生～H26.7.1生）

任意共済保険　取扱内容

加入資格

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。
以下の年齢は平成29年1月1日現在の年齢です。

《職　員》 町村（一部の市を含む）、あるいは町村（一部の市を含む）の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。（S31.7.2生～H14.7.1生まれの方）
- 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
- 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配偶者》 職員の配偶者の方で、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。（S31.7.2生～H13.1.1生まれの方）

《こども》 職員の扶養するこどもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。（H6.7.2生～H26.7.1生まれの方）
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。

※こどもとは次のいずれかに該当する子をいいます。
（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。）

1. 職員の子で主としてその職員により生計を維持している者
2. 職員の配偶者の子で職員と同一の世帯に属し、主として職員により生計を維持している者（職員の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。）

（ご注意）
①一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。（同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
③配偶者・こどものみで加入することはできません。
④配偶者は、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
⑥ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、下記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。
※被保険者の改姓やご家族の異動等の場合には、すみやかに係の方へお知らせください。

【在職者の更新年齢限度】
職員・配偶者の方は年齢85歳6カ月まで、こどもは年齢22歳6カ月まで更新できます。
（職員・配偶者：S6.7.2以降生まれの方）
（こども：H6.7.2以降生まれの方）

【退職後の制度】
《退職後継続加入制度》
任意共済保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意共済保険 退職後継続加入制度」に年齢70歳6カ月まで継続加入できます。（S21.7.2以降生まれの方）
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。
本人が平成28年1月1日以降に加入団体を退職後、平成28年12月31日まで任意共済保険（医療保障保険）に引続き加入中である場合、そのこどもは平成28年12月31日までの加入となります。
※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
※詳細は係の方までお問合せください。

保険期間

■保険期間は平成29年1月1日～平成29年12月31日までです。
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

■職員（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。（脱退手続きが必要です。）
※所定の条件のもとお手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。詳細は係の方までお問合せください。
■配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①職員の脱退日・死亡日、職員について高度障がい保険金が支払われた場合には、職員が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
■この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
■脱退後の保障を必要とされる方は、申込締切日までに係の方までお問合せください。

受取人

■職員の死亡保険金・災害保険金受取人は、職員の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
■配偶者の死亡保険金・災害保険金受取人は、職員・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
■職員および配偶者の高度障がい保険金・災害高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身、こどもの死亡保険金・高度障がい保険金・災害保険金・災害高度障がい保険金受取人は職員（主たる被保険者）です。

配当金

■1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。
■脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

任意共済保険

任意共済保険　取扱内容

保険金の年金受取り

受取人の希望により、保険金の全部または一部を受取人の方が年金として受取ることができます。(ただし、こども特約の保険金は除きます。また、年金として受取ることができる保険金には制限があります。)
保険金請求の際に、いずれかを選択していただきます。

年金の種類	種類	確定年金	保証期間付終身年金
	受取期間	5年、10年、15年	終身(保証期間15年)
年金の型		定額型・逓増型(年5%の単利)	定額型
年金受取り		以下のいずれかを選択 (1)年1回受取り　(2)年2回受取り(6カ月ごと)　(3)年4回受取り(3カ月ごと)	
年金受取開始日		基金設定日から1年以内の〔2月1日、5月1日、8月1日、11月1日〕のいずれかを選択	
一括受取請求		一時金が必要なときは年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。(保証期間付終身年金の場合、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	
年金受取人が死亡された場合		残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。(保証期間付終身年金は、保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。)	

■年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。(一時金でのお受取りとなります。)
■年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
■保証期間付終身年金は、第1回年金受取時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

税務上のお取扱い

〈掛金〉
■主契約およびこども特約の実質掛金(掛金から配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象です。
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用され、(こども)災害割増特約の実質掛金は、生命保険料控除の対象外となります。
生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/)
※一般の生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当任意共済保険以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当任意共済保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

〈保険金〉
■死亡保険金・災害保険金
《職員》
相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、職員死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
《配偶者・こども》
職員(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。
職員(主たる被保険者)以外が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は、贈与税の課税対象となる場合があります。
■高度障がい保険金・災害高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。
※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

〈年金〉
■年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

$$\text{課税対象額} = (\text{年金年額} + \text{年金開始後配当金}) - \text{年金年額} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金支給総額}}$$

*税務の取扱い等について、平成28年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

保険金の支払事由

保険期間中の死亡や、加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、所定の高度障がい状態に該当された場合は、以下の保険金が支払われます。

[死亡保険金]
被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

[高度障がい保険金]
被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、下表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

この保険には「災害割増特約」が付保されており、不慮の事故による死亡・所定の高度障がい状態に対しては、つぎのとおり保険金が支払われます。

[災害保険金]
被保険者が、災害割増特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日(*1)以後に発病した所定の感染症(*4)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。

[災害高度障がい保険金]
被保険者が、災害割増特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に下表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、またはこの特約への加入日(*1)以後に発病した所定の感染症(*4)を直接の原因として下表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、災害保険金額と同額の災害高度障がい保険金をお支払いします。
災害保険金の支払後に、災害高度障がい保険金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。

(*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。
(*2)対象となる「高度障がい状態」とは以下のものをいいます。

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)
(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

(*3)詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/)
(*4)所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目　コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎〈ポリオ〉、ラッサ熱、クリミヤ・コンゴ〈Crimean-Congo〉出血熱、マールブルグ〈Marburg〉ウイルス病、エボラ〈Ebola〉ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)

(注)なお、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間は、平成18年12月8日公布の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」第一条に規定する「南米出血熱」および「結核」についても支払対象とします。

任意共済保険

任意共済保険　取扱内容

保険金をお支払いしない場合

［告知義務違反によるとき］
ご加入（＊1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入（＊1）部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入（＊1）のお申込みに際し特にご注意ください。

［各保険金については、つぎのいずれかによるとき］

①死亡保険金
○死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入（＊1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
・保険契約者の故意。
・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。（＊2）

②高度障がい保険金
○高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。
・被保険者の故意。
・保険契約者の故意。
・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。（＊2）

③災害保険金・災害高度障がい保険金
○災害保険金、災害高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金をお支払いしません。
・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
・災害保険金の受取人または災害高度障がい保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人または災害高度障がい保険金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。
・被保険者の犯罪行為によるとき。
・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき。
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
・地震、噴火または津波によるとき。（＊3）
・戦争その他の変乱によるとき。（＊3）

・高度障がい保険金・災害保険金・災害高度障がい保険金についての注釈
○高度障がい保険金、災害保険金、災害高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故がご加入（＊1）時以後に生じた場合に限ります。（原因となる傷病や不慮の事故がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。）したがって、原因となる傷病や不慮の事故がご加入（＊1）時前に生じていた場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

［詐欺による取消（＊4）の場合］
○保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

［不法取得目的による無効（＊4）の場合］
○保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

［保険契約が失効（＊4）した場合］
○保険契約者から掛金の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

［重大事由による解除（＊4）の場合］
○次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。（以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。）
①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金受取人が、保険金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき。
②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき。
③保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

保険金をお支払いしない場合（続き）

（＊1）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。
（＊2）ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。
（＊3）ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害割増特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。
（＊4）解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

保険金のご請求について

■保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに係の方へご連絡ください。
■請求書類は、加入団体に用意してあります。係の方を経由して当社〔日本生命保険相互会社〕へご提出ください。
■請求書類は、次のとおりです。なお、状況に応じてこれ以外の書類をご提出いただく場合や必要書類を省略いただける場合がございますので、係の方にお問合せください。
・当社所定の「請求書」
・当社所定の「死亡証明書」または「死亡診断書（死体検案書）」＜死亡のとき＞
・当社所定の「障がい診断書」＜（災害）高度障がいのとき＞
・不慮の事故の場合…当社所定の「事故状況報告書」＜災害保険金・災害高度障がい保険金請求のとき＞
・交通事故の場合……当社所定の「事故状況報告書」・自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書の写し」＜災害保険金・災害高度障がい保険金請求のとき＞
・受取人の本人確認書類
（ご請求内容によっては、省略または簡易取扱が可能な場合がありますので、係の方にお問合せください。）
・受取人の個人番号確認書類＜死亡のとき＞
・被保険者の除籍済住民票（死亡の記載があるもの）＜死亡のとき＞
・当社所定の「代表受取人選定に関する申出書」＜保険金受取人が2名以上の場合＞
・その他確認資料……死亡保険金の受取人が特定の個人に指定されていない場合等に必要となることがありますので、係の方にお問合せください。

＜ご注意＞
・ご請求があった場合で、被保険者の就業状況、治療の経過・内容・障がいの状況・事故の状況等について、ご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合には、詳細な事実の確認（医療機関への確認を含みます。）をさせていただく場合があります。
・保険金の請求は、支払事由発生の時から3年間請求がないときには、時効により消滅します。ただし、請求権が時効により消滅した場合も、請求が認められる場合がありますので、係の方を経由して、当社〔日本生命保険相互会社〕へご照会ください。

制度運営および引受保険会社

■当制度は全国町村会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した年金払特約付こども特約付災害割増特約付こども災害割増特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
■この団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、各ご加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（平成28年5月16日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】
日本生命保険相互会社（65%）〔事務幹事会社〕
第一生命保険株式会社（18.5%）
三井生命保険株式会社（9%）
富国生命保険相互会社（5.5%）
明治安田生命保険相互会社（1%）
住友生命保険相互会社（1%）

制度内容の変更

■全国町村会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

■引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
■保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）　生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

任意共済保険【契約概要】

団体定期保険

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1.この保険の特徴

●この保険は、全国町村会を契約者とし、加入団体に所属する職員とその配偶者・こども、あるいは加入団体を退職された方とその配偶者のうち、希望される方にご加入いただく団体保険です。
●ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
●災害割増特約により、ご加入者(被保険者)の不慮の事故による死亡・高度障がいに対する保障が充実しています。
●保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
●掛金は毎年算出し、更新日から適用します。掛金は更新時の保険年齢等により変更します。
●受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけではなく、年金として受取ることもできます。
●更新日には、加入保険金額を増額あるいは減額いただくことができます。(ただし増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。)

しくみ図(イメージ)

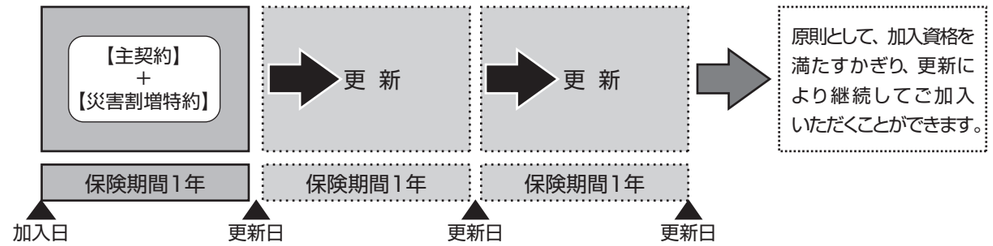

2.主な保障内容と保障額

以下の場合に、保険金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気またはケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお受取りがある場合、保障は終了します。
死亡保険金と高度障がい保険金は、重複してお受取りになれません。

【災害割増特約】

災害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により死亡された場合
災害高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に所定の高度障がい状態になられた場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により所定の高度障がい状態になられた場合

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。

※災害割増特約のお受取りに関する制限につきましては、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

※保障額の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

3.掛金

●掛金は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
※掛金の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

本　　人：団体の所属員等で、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢85歳6カ月以下の方。

配 偶 者：本人の配偶者で、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢85歳6カ月以下の方。

こ ど も：本人の扶養するこどもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

※配偶者・こどものみで加入することはできません。
※年齢は効力発生日現在の年齢です。
※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

●保険期間は効力発生日～平成29年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6.受取人

●受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7.配当金

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

8.脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【契約者】　全国町村会　　【事務幹事会社】日本生命保険相互会社　　日本-団-2016-707-10923-M(H28.7.15)　団⑤

任意共済保険

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

団体定期保険（災害関係特約付）

この「注意喚起情報」は、ご加入（＊）のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

1.クーリング・オフ

●この保険契約は、全国町村会を契約者とする保険契約であり、ご加入（＊）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2.告知に関する重要事項

●「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方のみご加入（＊）いただくことができます。
●ご加入者（被保険者）となられる方は、ご自身の健康状態等について「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかどうかをご確認いただきます。
●「申込書兼告知書」にて被保険者となられる方ご本人が、ご自身の健康状態等について事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず「申込書兼告知書」にて告知してください。
●告知義務に違反された場合は、ご加入（＊）を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
●後日、保険金・給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

3.責任開始期

●引受保険会社がご加入（＊）を承諾した場合、所定の加入日（＊）から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（＊）については、「申込書兼告知書」・「申込書（退職者用）」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（＊）を承諾する権限がありません。

4.保険金・給付金をお支払いしない場合等

●次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。
例えば、

※災害関係特約とは、次の特約のことをいいます。
・災害保障特約
・傷害特約
・災害割増特約
・交通災害特約
・労働災害保障特約

（1）次のいずれかにより保険金・給付金の支払事由に該当した場合

【主契約】
・加入日（＊）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

【災害関係特約※】
・被保険者の所定の危険職務または危険競技（練習を含みます。）を原因とする事故によるとき（注1）
・保険契約者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
・被保険者の犯罪行為によるとき
・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

（2）高度障がい状態等の原因となる傷病等が加入日（＊）前に生じている場合
・高度障がい保険金や特約の保険金・給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等が加入日（＊）以後に生じた場合に限ります

（3）告知義務違反による解除（注2）の場合
・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき

（4）詐欺による取消（注2）の場合
・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）

（5）不法取得目的による無効（注2）の場合
・保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）

（6）保険契約が失効（注2）した場合
・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき

（7）重大事由による解除（注2）の場合
次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。

①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金・給付金受取人が保険金・給付金（死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
②この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
③保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

（注1）交通災害特約が付保されている場合のみとなります。（注2）解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5.この保険契約から脱退いただく場合

●本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
●本人の配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
●脱退後の保障を必要とされる方は、申込締切日までに係の方までお問合せください。

6.制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.共同取扱契約

●この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合（この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

8.生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）　生命保険契約者保護機構　TEL　03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）　午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

9.保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金・給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金・給付金をお支払いする必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
●保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。（http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/）

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【契約者】　全国町村会　　【事務幹事会社】日本生命保険相互会社　　日本-団-2016-707-10923-M(H28.7.15)　団注⑥般

任意共済保険

医療保障保険【総合医療保険（団体型）】

意向確認欄　ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

・ケガや病気等による入院・手術等の保障

チェック欄

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額・掛金、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

医療保障保険にご加入いただくには、任意共済保険にご加入いただく必要があります。

この保険の特徴

医療保障保険を **“自分のために” “家族のために”** 上手に活用しましょう!

加入しやすい掛金で差額ベッド代等の入院時の出費に備えます。

団体保険としての割引が適用された加入しやすい掛金です。

一旦加入すれば、その後病気になられても、**加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入**できます。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

ただし、脱退され保険期間の中途で保障終了となられた方は、配当金をお受取りになれません。

昨年度の年間払込掛金に対する配当実績　医療保障保険 総合医療保険（団体型）　約15.6%

※これは平成27年度（*）の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

（*）保険期間：平成27年1月1日～平成27年12月31日

お申込みにあたってはP21～P23、ならびに【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

主要傷病による退院患者の平均入院日数

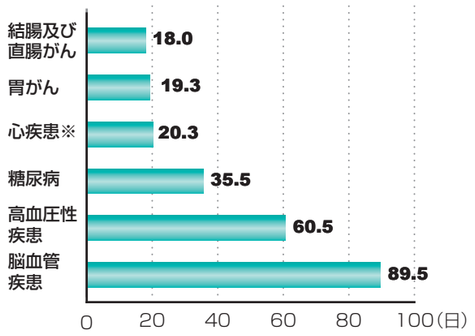

※高血圧性のものを除く

厚生労働省「平成26年（2014）患者調査の概況」

入院経験者（過去1年間）の1日あたりの自己負担費用

（治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含む）や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。）

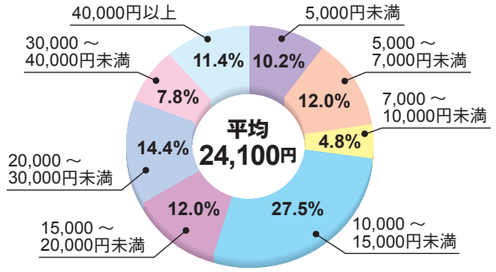

生命保険文化センター「平成25年度 生活保障に関する調査」

制度の特徴

1 お支払対象手術等は1,000種類以上となります　手術

※平成28年7月現在

●例えば以下のような手術の場合でもお支払いします。（　）内は手術の原因となる主な症状（一例）

公的医療保険制度のお支払対象となる手術、先進医療に該当する手術等を保障します。（※1 ※2）

（※1）公的医療保険制度の対象手術および先進医療に該当する手術でも、一部の所定の手術等については、お支払いの対象外となります。

（※2）対象となる先進医療は、手術を受けられた時点において厚生労働大臣が定めるものに限ります。また、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

2 万一の場合、お支払対象に該当するかが簡単にわかります。　入院　手術

医療機関で交付される領収証等で判断

所定の条件を満たせば領収証等（「治療内容報告書」と「領収証のコピー」）でご請求いただけます。

※詳細についてはP23「給付金のご請求について」をご確認ください。

公的医療保険制度に連動しているため、お支払いの対象となる手術等かどうか、医療機関で交付される領収証等によって加入者ご自身で簡単に確認できます。

1 入院の有無および入院期間の確認

入院がある場合は入院期間が記載されます。

2 給付金の有無についての確認

「手術」「放射線治療」欄に診療報酬点数が記載されている場合、手術給付金・放射線治療給付金のお支払対象となります。

※一部お支払対象とならない手術があります。

※「放射線治療」については当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書（証明書）」のご提出が必要です。

領収証イメージ

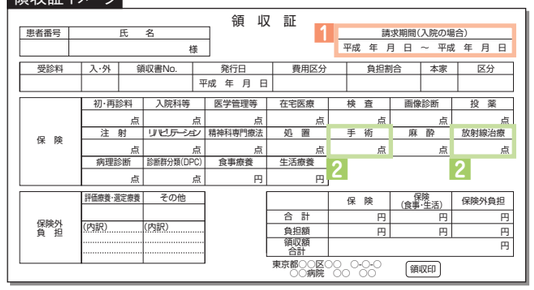

給付金のお支払事例

ケガや病気等による1泊2日からの入院・手術等に備えて！

Nさん（保険年齢46歳・男性）

脳梗塞（脳血管疾患）で88日間入院後、退院（入院中、2回の手術を異なる日に受けた）

<Nさんが加入の保障額>　入院給付金日額　10,000円　｜　月払掛金（概算）　3,360円

手術日が異なれば、それぞれについてご請求対象となります

発病 ▶ 入院 ▶ 手術 ▶ 手術 ▶ 入院療養給付金

①88万円 ②20万円 ③20万円 ④5万円

①入院給付金	88万円（10,000円×88日）	合計 133万円
②手術給付金	20万円（10,000円×20倍）	
③手術給付金	20万円（10,000円×20倍）	
④入院療養給付金（※）	5万円（10,000円× 5倍）	

（※）すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。

Kさん（保険年齢24歳・女性）

通勤途中に階段で転び骨折、4日間入院（入院中、手術1回）

<Kさんが加入の保障額>　入院給付金日額　5,000円　｜　月払掛金（概算）　955円

1泊2日からご請求対象となります

ケガ ▶ 入院 ▶ 手術 ▶ 入院療養給付金

①2万円 ②10万円 ③2万5千円

①入院給付金	2万円（5,000円× 4日）	合計 14万5千円
②手術給付金	10万円（5,000円×20倍）	
③入院療養給付金（※）	2万5千円（5,000円× 5倍）	

（※）すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院であることを要します。

ご注意

・年齢によって保険料は異なります。

・上記の給付事例は概要を示しています。保障内容に関する詳細や給付金のお受取にあたっての日数制限等の制限事項については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない場合等」、ならびに【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。
(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
※4 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。 <対象外の手術の例>・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金(20倍)が支払われるときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金の支払事由」、「法令等の改正に伴う変更 」、【注意喚起情報】「給付金をお支払いしない場合等」、ならびに【ご加入のみなさまへ】を必ずご確認ください。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」とは、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数については6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げて計算した年齢をいいます。
●以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。
配偶者・こどものみで加入することはできません。
配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、こどもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
●記載の掛金は概算掛金です。正規掛金は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は平成29年1月1日)から適用します。掛金は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額で更新された場合、通常、更新後の掛金は更新前より高くなります。

月払掛金(概算)

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額からお選びください。
配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。
お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員				配偶者	こども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保険年齢						(単位:円)	(単位:円)
15歳～19歳 (H 9.7.2生～H14.7.1生)	1,524	1,270	1,016	635	381	825	495
20歳～24歳 (H 4.7.2生～H 9.7.1生)	2,292	1,910	1,528	955	573		
25歳～29歳 (S62.7.2生～H 4.7.1生)	2,832	2,360	1,888	1,180	708		
30歳～34歳 (S57.7.2生～S62.7.1生)	3,084	2,570	2,056	1,285	771		
35歳～39歳 (S52.7.2生～S57.7.1生)	3,204	2,670	2,136	1,335	801		
40歳～44歳 (S47.7.2生～S52.7.1生)	3,420	2,850	2,280	1,425	855		
45歳～49歳 (S42.7.2生～S47.7.1生)	4,032	3,360	2,688	1,680	1,008		
50歳～54歳 (S37.7.2生～S42.7.1生)	5,196	4,330	3,464	2,165	1,299		
55歳～59歳 (S32.7.2生～S37.7.1生)	7,008	5,840	4,672	2,920	1,752		
60歳～64歳 (S27.7.2生～S32.7.1生)	9,324	7,770	6,216	3,885	2,331		
65歳～69歳 (S22.7.2生～S27.7.1生)	12,588	10,490	8,392	5,245	3,147		

保険年齢 3歳～22歳 (H6.7.2生～H26.7.1生)

半年払掛金(概算)

半年払掛金は月払掛金の6倍です。

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額からお選びください。
配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。
お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員				配偶者	こども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保険年齢						(単位:円)	(単位:円)
15歳～19歳 (H 9.7.2生～H14.7.1生)	9,144	7,620	6,096	3,810	2,286	4,950	2,970
20歳～24歳 (H 4.7.2生～H 9.7.1生)	13,752	11,460	9,168	5,730	3,438		
25歳～29歳 (S62.7.2生～H 4.7.1生)	16,992	14,160	11,328	7,080	4,248		
30歳～34歳 (S57.7.2生～S62.7.1生)	18,504	15,420	12,336	7,710	4,626		
35歳～39歳 (S52.7.2生～S57.7.1生)	19,224	16,020	12,816	8,010	4,806		
40歳～44歳 (S47.7.2生～S52.7.1生)	20,520	17,100	13,680	8,550	5,130		
45歳～49歳 (S42.7.2生～S47.7.1生)	24,192	20,160	16,128	10,080	6,048		
50歳～54歳 (S37.7.2生～S42.7.1生)	31,176	25,980	20,784	12,990	7,794		
55歳～59歳 (S32.7.2生～S37.7.1生)	42,048	35,040	28,032	17,520	10,512		
60歳～64歳 (S27.7.2生～S32.7.1生)	55,944	46,620	37,296	23,310	13,986		
65歳～69歳 (S22.7.2生～S27.7.1生)	75,528	62,940	50,352	31,470	18,882		

保険年齢 3歳～22歳 (H6.7.2生～H26.7.1生)

年払掛金(概算)

年払掛金は月払掛金の12倍です。

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額からお選びください。
配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。
お子様は、5,000円・3,000円の入院給付金日額からお選びください。

対象	職員				配偶者	こども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保険年齢						(単位:円)	(単位:円)
15歳～19歳 (H 9.7.2生～H14.7.1生)	18,288	15,240	12,192	7,620	4,572	9,900	5,940
20歳～24歳 (H 4.7.2生～H 9.7.1生)	27,504	22,920	18,336	11,460	6,876		
25歳～29歳 (S62.7.2生～H 4.7.1生)	33,984	28,320	22,656	14,160	8,496		
30歳～34歳 (S57.7.2生～S62.7.1生)	37,008	30,840	24,672	15,420	9,252		
35歳～39歳 (S52.7.2生～S57.7.1生)	38,448	32,040	25,632	16,020	9,612		
40歳～44歳 (S47.7.2生～S52.7.1生)	41,040	34,200	27,360	17,100	10,260		
45歳～49歳 (S42.7.2生～S47.7.1生)	48,384	40,320	32,256	20,160	12,096		
50歳～54歳 (S37.7.2生～S42.7.1生)	62,352	51,960	41,568	25,980	15,588		
55歳～59歳 (S32.7.2生～S37.7.1生)	84,096	70,080	56,064	35,040	21,024		
60歳～64歳 (S27.7.2生～S32.7.1生)	111,888	93,240	74,592	46,620	27,972		
65歳～69歳 (S22.7.2生～S27.7.1生)	151,056	125,880	100,704	62,940	37,764		

保険年齢 3歳～22歳 (H6.7.2生～H26.7.1生)

医療保障保険

医療保障保険　取扱内容

加入資格

■以下の加入資格の他、新規加入・増額される場合には「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。
以下の年齢は平成29年1月1日現在の年齢です。

《職　員》 町村（一部の市を含む）、あるいは町村（一部の市を含む）の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。（S31.7.2生～H14.7.1生まれの方）
・町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
・系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。

《配偶者》 職員と生計を一にする配偶者の方で、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。（S31.7.2生～H13.1.1生まれの方）

《こども》 職員と生計を一にするこどもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。（H6.7.2生～H26.7.1生まれの方）
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。
この場合、入院給付金日額は同一となります。

（ご注意）
①一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。（同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。）
③配偶者・こどものみで加入することはできません。
④配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、こどもは職員（配偶者も加入する場合は配偶者）と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
⑥ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、下記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。
※被保険者の改姓やご家族の異動等の場合には、すみやかに係の方へお知らせください。

【更新年齢限度】
職員・配偶者の方は年齢69歳6カ月まで、こどもは年齢22歳6カ月まで更新できます。
※配偶者・こどもは職員と生計を一にする方です。
（職員・配偶者：S22.7.2以降生まれの方）
（こども：H6.7.2以降生まれの方）

【退職後の制度】
《退職後継続加入制度》
医療保障保険（総合医療保険（団体型））に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「医療保障保険　退職後継続加入制度」に年齢69歳6カ月まで継続加入できます。（S22.7.2以降生まれの方）
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。
本人が平成28年1月1日以降に加入団体を退職後、平成28年12月31日まで任意共済保険（医療保障保険）に引続き加入中である場合、そのこどもは平成28年12月31日までの加入となります。
また、任意共済保険の退職後継続加入制度にご加入の方に限ります。
※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
※詳細は係の方までお問合せください。

保険期間

■保険期間は平成29年1月1日～平成29年12月31日までです。
以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

■職員（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。（脱退手続きが必要です。）
※所定の条件のもとお手続きいただいた場合、継続加入いただくことができます。詳細は係の方までお問合せください。
■配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①職員の脱退日・死亡日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
■この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

受取人

■職員（主たる被保険者）・配偶者・こどもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は職員（主たる被保険者）です。

配当金

■1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。
配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。
■脱退され、保険期間の中途で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

給付金の支払事由

【入院給付金】
・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合に限ります。
①加入日（＊）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、2日以上継続して入院をされた場合
※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合に限ります。
②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、2日以上継続して入院をされた場合
※総合医療保険（団体型）への加入日（＊）からその日を含めて1年経過後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。ただし、新医療保障保険（団体型）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。（この場合、継続加入時における新医療保障保険（団体型）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）
※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合に限ります。
（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。
以下「加入日（＊）」については同じ内容を表しています。
・お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
・複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。
入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

【入院療養給付金】
・お支払いは、入院給付金の支払われる入院をされた場合に限ります。
・すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
・お支払いは、通算30回を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金（20倍）】
・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合に限ります。
①加入日（＊）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限ります。
②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険（団体型）への加入日（＊）からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、新医療保障保険（団体型）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。
（この場合、継続加入時における新医療保障保険（団体型）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限ります。
・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金（5倍）】
・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める手術を受けられた場合に限ります。
①加入日（＊）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限ります。
②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険（団体型）への加入日（＊）からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、新医療保障保険（団体型）から総合医療保険（団体型）への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。
（この場合、継続加入時における新医療保障保険（団体型）または総合医療保険（団体型）の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。）
※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術に限ります。
・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金（20倍）が支払われるときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいたしません。
・お支払いは、通算30回を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】
・お支払いは、加入日（＊）以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合に限ります。
・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術に限ります。
・すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

（ご注意）
○給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は【ご加入のみなさまへ】をご覧ください。

医療保障保険

給付金のご請求について

■入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに係の方へご連絡ください。

■請求書類は、加入団体に用意してあります。係の方を経由して当社〔日本生命保険相互会社〕へご提出ください。

■請求書類は、次のとおりです。なお、状況に応じてこれ以外の書類をご提出いただく場合や必要書類を省略いただける場合がございますので、係の方にお問合せください。

●当社所定の「給付金請求書」
●当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書（証明書）」

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する際に、次のいずれにも該当する場合、「入院・手術・3大疾病診断書（証明書）」に代わり、「治療内容報告書」と「領収証のコピー」をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

①入院給付金をご請求いただく場合
・入院日数が30日以下または給付金額が10万円以下であること
・すでに退院していること。
・病気による入院の場合、ご加入（増額）から2年経過後の入院であること。

②手術給付金をご請求いただく場合
・受けられた手術が1回のみであること。
・1枚の領収証に1回分の手術料が算定され、医科診療報酬点数（手術料）の記載があること。
・病気による手術の場合、ご加入（増額）から2年経過後の手術であること。

＜以下の場合は当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書（証明書）」のご提出が必要です。＞
・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない（健康保険の対象外）が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。

※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の「入院・手術・3大疾病診断書（証明書）」をご提出いただく場合があります。

〈不慮の事故を原因とする場合〉
●当社所定の「事故状況報告書」
●交通事故による場合、自動車安全運転センター発行の「交通事故証明書の写し」（ただし、入院給付金のみのご請求で入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可）

〈海外の病院または診療所の場合〉
●現地病院で発行された当社所定の「入院・手術等診断書（証明書）（海外用）」（診断書の翻訳文も添付願います。）
※翻訳文については団体名・団体印、または翻訳者の署名・押印・勤務先（役職）等【団体従業員・日本大使館職員等】を記載したもの。
（注）治療内容報告書でのお取扱いはできません。

（ご注意）
・ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには詳細な事実の確認（医療機関への確認を含みます。）をさせていただくことがあります。
・給付金を請求する権利は、3年間請求がないときには、時効により消滅します。ただし、請求権が時効により消滅した場合も、請求が認められる場合がありますので、係の方を経由して、当社〔日本生命保険相互会社〕へご照会ください。

税務上のお取扱い

〈掛金〉
■実質掛金（掛金から配当金を控除した金額）は、介護医療保険料控除の対象です。
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用され、実質掛金は、原則として介護医療保険料控除の対象となります。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/）
※介護医療保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当医療保障保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当医療保障保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

〈給付金〉
■入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、非課税です。
※主たる被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

＊税務の取扱い等について、平成28年5月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

法令等の改正に伴う変更

■この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下、「支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

制度運営および引受保険会社

■当制度は全国町村会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社

制度内容の変更

■全国町村会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

■引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。
引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。
なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。

■保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）　生命保険契約者保護機構　TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

Memo

医療保障保険

医療保障保険【契約概要】

総合医療保険（団体型）

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1.この保険の特徴

●この保険は、全国町村会を契約者とし、任意共済保険のご加入者のうち、希望される方にご加入いただく団体保険です。
●ご加入者（被保険者）の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
●保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
●掛金は毎年算出し、更新日から適用します。掛金は更新時の保険年齢等により変更します。
●更新日には、加入入院給付金日額を増額あるいは減額いただくことができます。（ただし増額される場合には、「申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。）

しくみ図（イメージ）

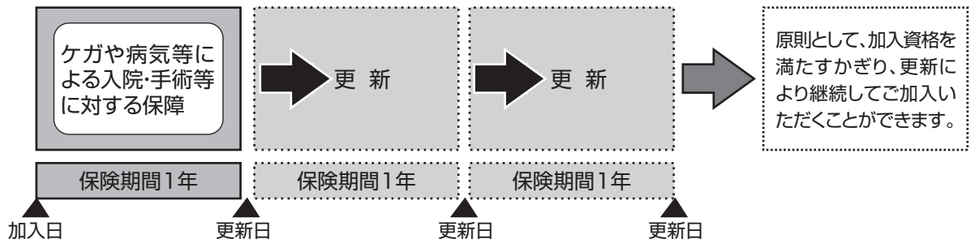

2.主な保障内容と保障額

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日（＊）以後に生じることが必要となります。
（＊）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	〔1回の入院 ※2〕 124日 〔通算〕 1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金 （20倍）※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	―
手術給付金 （5倍）※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療 給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし （60日の間に1回）

※1　お支払限度については、更新前後のお支払日数（回数）を通算します。
※2　入院を2回以上された場合でも、最後の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
※3　すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
※4　一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。<対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金（20倍）が支払われるときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいたしません。

※保障額・保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記（※1～※4）等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

3.掛金

●掛金は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
※掛金の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

本　　人：団体の所属員等で、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢69歳6カ月以下の方。

配 偶 者：本人と生計を一にする配偶者の方で、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢69歳6カ月以下の方。

こ ど も：本人と生計を一にするこどもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

※配偶者・こどものみで加入することはできません。
※年齢は効力発生日現在の年齢です。
※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

●保険期間は効力発生日～平成29年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6.受取人

●受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7.配当金

●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

8.脱退による払戻金

●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

●当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【契約者】全国町村会　　【引受保険会社】日本生命保険相互会社　　日本-医-2016-707-10924-M（H28.7.15）　　総医②

医療保障保険

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

総合医療保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

（*）保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

1.クーリング・オフ

●この保険契約は、全国町村会を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2.告知に関する重要事項

●「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方のみご加入（*）いただくことができます。
●ご加入者（被保険者）となられる方は、ご自身の健康状態等について「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかどうかをご確認いただきます。
●「申込書兼告知書」にて被保険者となられる方ご本人が、ご自身の健康状態等について事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）
●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず「申込書兼告知書」にて告知してください。
●告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。
●後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

3.責任開始期

●引受保険会社がご加入（*）を承諾した場合、所定の加入日（*）から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（*）については、「申込書兼告知書」・「申込書（退職者用）」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
●引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

4.給付金をお支払いしない場合等

●次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
例えば、
（1）次のいずれかにより給付金の支払事由に該当した場合
・保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
・被保険者の犯罪行為によるとき
・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・被保険者の薬物依存によるとき
・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき（原因の如何を問いません。）
（2）原因となる疾病や不慮の事故が加入日（*）前に生じている場合
※ ただし、加入日（*）からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日（*）以後の原因によるものとみなします。
（3）告知義務違反による解除（注）の場合
・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
（4）詐欺による取消（注）の場合
・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
（5）不法取得目的による無効（注）の場合
・保険契約者または被保険者に給付金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
（6）保険契約が失効（注）した場合
・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
（7）重大事由による解除（注）の場合
次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が給付金を詐取する目的または、他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
③ 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
●以下のいずれかによって給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払いしないことがあります。
・地震、噴火または津波によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

（注）解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5.この保険契約から脱退いただく場合

●本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
●配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日
②加入資格を失われた日
③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
●この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

6.制度内容の変更

●団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.法令等の改正に伴う変更

●この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下「支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

8.生命保険契約者保護機構

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
●保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先） 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/

9.給付金のお支払いに関する留意事項

●お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
●給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
●給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
（http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/）

10.ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。
●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス http://www.seiho.or.jp/ をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

【契約者】 全国町村会 【引受保険会社】日本生命保険相互会社 日本-医-2016-707-10924-M(H28.7.15) 総医注①般

医療保障保険

総合医療保険（団体型）ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください。〉

Ⅰ．「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。
なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約[総合医療保険（団体型）]を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

①被保険者の氏名、生年月日および性別
②保険契約の種類(医療保障保険（団体型・個人型))
③治療給付率
④入院給付金日額
⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします。）
⑦契約日
その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（http://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

Ⅱ．給付金のお支払いについて

1．入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度（＊1）
入院給付金	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入勧奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1，095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額×5	通算して30回を限度
手術給付金（20倍）	1泊2日以上継続した入院中に手術（＊2）（＊3）を受けたとき	入院給付金日額×20	お支払限度はございません
手術給付金（5倍）	外来または日帰り入院中に手術（＊2）（＊3）を受けたとき	入院給付金日額×5	通算して30回を限度 ただし、手術給付金（20倍）が支払われる場合は除きます
放射線治療給付金	放射線治療（＊2）を受けたとき	入院給付金日額×10	お支払限度はございません ただし、60日の間に1回のお支払いとなります

＊1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
＊2 公的医療保険制度（別表1）（以下「公的医療保険制度」といいます。）の対象となるものまたは先進医療（別表6）（以下「先進医療」といいます。）に該当するものに限ります。
＊3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2．お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
①その被保険者についての加入（増額）日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病（別表2に記載する異常分娩を含みます。）を直接の原因とする入院であること
（注）被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入（増額）日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入（増額）日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入（増額）日以後の原因によるものとみなします。
②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）または歯科医師による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
（注）美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
③1泊2日以上の継続した入院であること
④別表3に定める病院または診療所における入院であること

(2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき
①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること（ただし、その被保険者についての加入（増額）日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。）
②1泊2日以上の継続した入院であること
③別表3に定める病院または診療所における入院であること

3．入院給付金・入院療養給付金の支払に関するその他の事項

(1)2回以上入院をされた場合
・入院給付金について
それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
・入院療養給付金について
すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院については、新たに入院療養給付金をお支払します。（この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、入院療養給付金の支払対象となった最初の日とします。）

(2)入院中に入院給付金日額の減額があった場合
入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。

(3)入院中に保険期間が満了した場合
入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4．お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき
①その被保険者についての加入（増額）日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病（異常分娩（別表2）を含みます。）を直接の原因とした手術であること
（注）被保険者がその被保険者の加入（増額）日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入（増額）日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入（増額）日以後の原因によるものとみなします。
②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
（注）美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。
③次の(a)(b)いずれかの手術であること
(a)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表（別表4）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術（公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表（別表5）（以下「歯科診療報酬点数表」といいます。）によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。）。ただし、次に定めるものを除きます。
（ｉ）創傷処理
（ii）皮膚切開術
（iii）デブリードマン
（iv）骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
（ｖ）外耳道異物除去術
（vi）鼻内異物摘出術
（vii）抜歯手術
(b)先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
（ｉ）歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
（ii）(a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの
なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

(2)次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき
①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
②別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入（増額）日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

5．手術給付金の支払に関するその他の事項

(1)同一の日に複数回手術を受けた場合（1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。）
お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金（20倍）または手術給付金（5倍）をお支払いします。
この場合、手術給付金（20倍）と手術給付金（5倍）のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金（20倍）をお支払いします。

(2)一連の手術を受けた場合
お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金（20倍）または手術給付金（5倍）をお支払いします。

(3)入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

6．お支払いの対象となる放射線治療について

被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。

(1)その被保険者についての加入（増額）日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
（注）被保険者がその被保険者の加入（増額）日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入（増額）日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入（増額）日以後の原因によるものとみなします。

(2)治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。

(3)次のいずれかの放射線治療であること
①医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術（歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。）
②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術

(4)すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

7．放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

Ⅲ．給付金をお支払いできない場合等について

1．次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
(1)被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
・その被保険者の犯罪行為によるとき
・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。）
(注1)家族特約に加入されている配偶者・こどもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
(注2)「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
(2)入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
(3)保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
(4)保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
(5)保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき（この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。）
(6)保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
(7)次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき（この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。）
①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
②この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
③保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の（ア）～（オ）のいずれかに該当するとき
（ア）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
（イ）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
（ウ）反社会的勢力を不当に利用していると認められること
（エ）反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
（オ）その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
(8)支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき

2．次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。
以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき
・地震、噴火または津波によるとき
・戦争その他の変乱によるとき

医療保障保険

Ⅳ. 給付金のご請求について

○給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
○請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を経由して当社へご提出ください。
○請求書類は、次のとおりです。
・当社所定の『給付金請求書』
・国内の病院または診療所の場合
－ 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書（証明書）』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書（証明書）』に代わり、『治療内容報告書』と『領収証のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。
（1）入院給付金をご請求いただく場合
・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
・すでに**退院している**こと。
・病気による入院の場合、**ご加入（増額）から2年経過後の入院**であること。
（2）手術給付金をご請求いただく場合
・受けられた手術が**1回のみ**であること。
・病気による手術の場合、**ご加入（増額）から2年経過後の手術**であること。

＜以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書（証明書）』のご提出が必要です。＞
・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない（健康保険の対象外）が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書（証明書）』をご提出いただく場合があります。

・不慮の事故を原因とする場合
－ 事故状況報告書
－ 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書
（ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可）

・海外の病院または診療所の場合
－ 入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書　※診断書の和訳文も添付願います。
－ 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類

＜ご注意＞
○給付金の請求は、支払事由発生の時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
○ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

Ⅴ. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下「支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

Ⅵ. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を経由して当社へお知らせください。

Ⅶ. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。)および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1　公的医療保険制度
「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2　対象となる異常分娩
対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障がい	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）を除きます。）	O81～O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表3　病院または診療所
「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
(2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4　医科診療報酬点数表
「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表5　歯科診療報酬点数表
「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6　対象となる先進医療
「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

備考
1．骨髄幹細胞の採取術
「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2．骨髄移植術
「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

日本生命保険相互会社
企業保険サービス課
平成24年8月3日
K2012-252

Memo

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保障内容		団体定期保険	総合医療保険（団体型）
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
災害高度障がい保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により所定の高度障がい状態になられた場合	○	
入院給付金	被保険者が病気や不慮の事故により所定の入院をされた場合		○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】　病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

Ａ病院にて入院の後、手術のためＢ病院へ転院した。その後経過良好につきＢ病院を退院した。

転院により複数の病院でそれぞれ２日以上の入院をされた場合、最後のＢ病院での入院についてのみ入院給付金をご請求され、他の入院について請求を失念されるケースが見られます。
転院前のＡ病院での入院期間（２日以上）についても入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】　手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】　放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合

放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的事例をあげたものです。
保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

事務幹事会社　日本生命保険相互会社
K2011−254

B＋総医−6

ご加入の手続きについて（「申込書兼告知書」記入方法）

平成28年11月4日（金）までに係の方にご提出ください。

❶新規に加入または増額される場合、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となることが必要です。
「正しく告知いただくために」を十分ご確認いただき、お申込みください。

❷新規に加入される方は、「申込書兼告知書」を係の方へご提出ください。
また、死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、職員（配偶者）との続柄が「その他（9）」となる方を職員（配偶者）の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。

❸すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。（「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。）
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

❹その他内容の変更（脱退を含みます。）がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。

❺必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

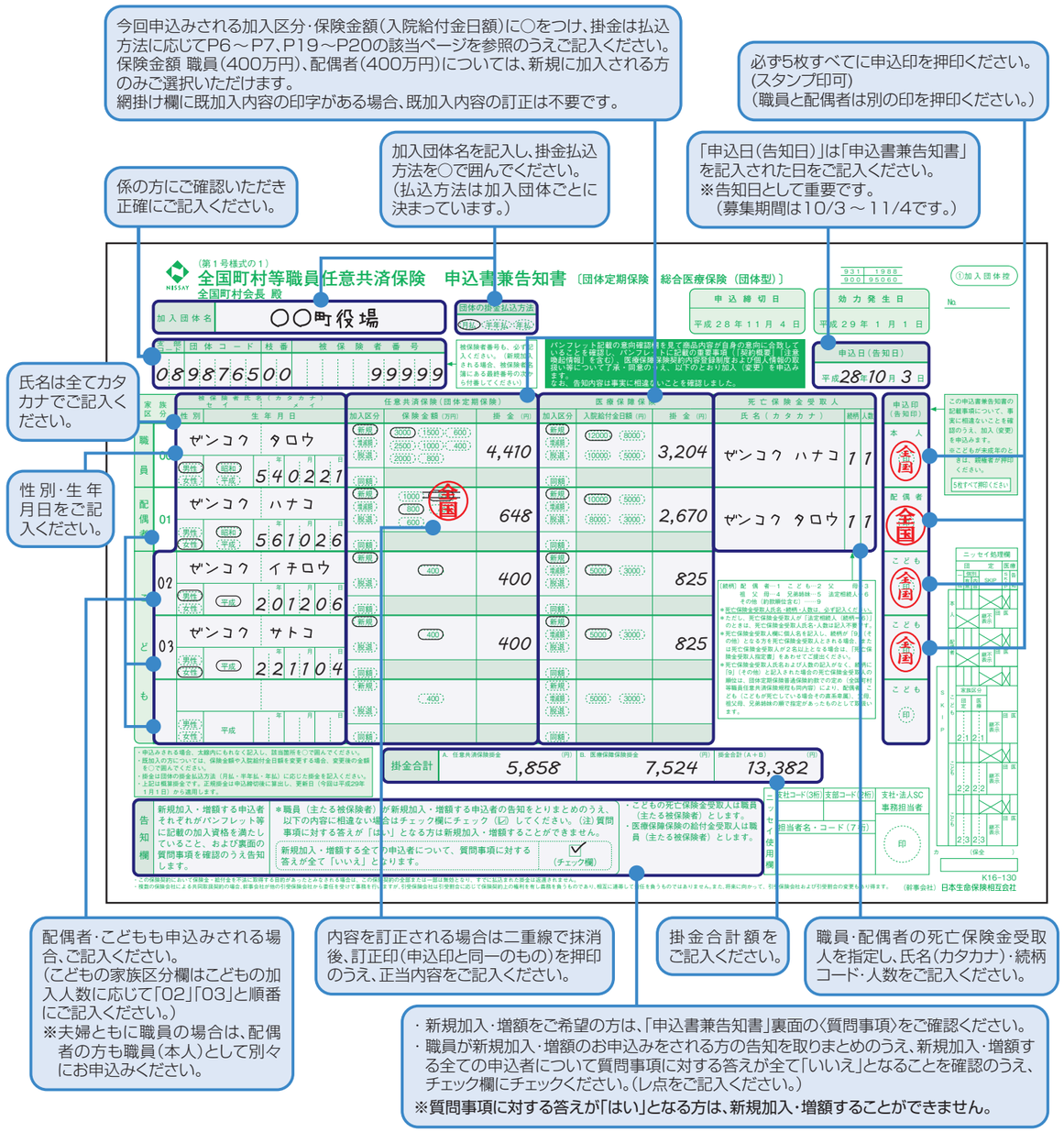

※当「申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

正しく告知いただくために

◆任意共済保険（医療保障保険）は、加入される方々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。

◆任意共済保険制度への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。
以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1 加入申込みされる方ご本人が、健康状態等について「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかご確認ください。（告知義務）

●申込日現在および過去の健康状態等について、事実をありのままお知らせいただくことを「告知」といいます。

●この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に「申込書兼告知書」の裏面に記載されている「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となるかどうかを確認いただき、告知いただく義務（告知義務）があります。

●過去の傷病歴（傷病名・手術の有無、治療期間等）、現在の健康状態等について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる（傷病歴等が無い）場合のみ、お申込みください。

●告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは、告知されたことになりません。

●この保険は、「申込書兼告知書」をご提出いただくことで、同時に健康状態等についても「告知」いただくことになります。
「申込書兼告知書」が告知書を兼ねておりますので、必ず「申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。

●告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず「申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。

●生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

●「質問事項」には過去の傷病歴等について記載しておりますが、質問事項に記載の『医師の治療・投薬』には、次のもの（＊）は含まれませんので、傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。
詳細については、右記の「６『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をあわせてご確認ください。

（＊）医師の治療・投薬には、一過性の軽微な疾患〔かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療〕、妊娠（正常）、手足の骨折によるものは含まれません。

4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

●告知いただく事項は、「申込書兼告知書」裏面に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。（＊）

●責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

●お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
また、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。
（ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）

（＊）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

●「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。
ただし、総合医療保険（団体型）の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

●生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者様を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

●新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面（※）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
（※）「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。

●主たる被保険者（本人）が新規加入・増額する申込者の告知内容（質問事項に対する答え）をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。

●「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実に相違ないことを確認のうえ、「申込印（告知印）」欄に押印ください。

●「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

【 質問事項 】

任意共済保険（団体定期保険）

（ア）申込日現在、職員は健康上の理由で就業制限（＊1）を受けていますか。
（配偶者およびこどもは、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬（＊2）を受けたことがありますか。）

（イ）申込日から過去1年以内に、病気またはけがで手術を受けたこと、連続14日以上の入院をしたことがありますか。

（ウ）申込日から過去1年以内に、病気またはけがで、14日以上にわたり（＊3）、医師の治療・投薬（＊2）を受けたことがありますか。

医療保障保険

（ア）申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬（＊2）を受けたことがありますか。

（イ）申込日から過去5年以内に、病気またはけがで手術を受けたことがありますか。

（ウ）申込日から過去5年以内に、病気で連続７日以上の入院もしくは7日以上にわたり（＊4）、医師の治療・投薬（＊2）を受けたことはありますか。

【 補足説明 】

＊1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。

＊2 「医師の治療・投薬」とは、医師による治療・投薬のほか、診察・検査・指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患〔かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療〕、妊娠（正常）、手足の骨折によるものは含まれません。

＊3 「14日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が14日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が14日以上の場合や、合計14日分以上の投薬を受けた場合は、「14日以上」となります。

＊4 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。

【14日間の例】

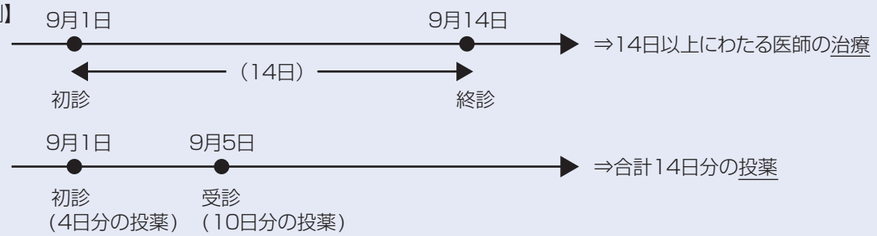

○なお、以下のような場合は告知事項に当てはまりませんので、質問事項に記載の内容からは除かれます。
・医師の指示ではなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
・歯科医師による虫歯の治療、抜歯を受けた
・妊娠（正常）で入院した
・健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された

●「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

任意共済保険／医療保障保険

退職後継続加入制度 【任意共済保険(医療保障保険)】

LOOK! 平成28年から退職後加入者の事務は事務代行会社(株式会社日本共同システム)への外部委託(退職者直轄制度)となりました。

退職後における制度の取扱いについて〈退職後にご加入になれる制度〉

任意共済保険(医療保障保険) → 退職 → 任意共済保険(医療保障保険)

退職後継続加入制度

任意共済保険(医療保障保険)に継続加入されている方
※加入年数は問いません

1 **任意共済保険**(年齢70歳6カ月まで更新可能)
死亡・高度障がい状態を保障

2 **医療保障保険**(年齢69歳6カ月まで更新可能)
入院・手術等を保障

注)医療保障保険での退職後継続加入制度を継続するためには、「任意共済保険」の継続加入が必要となります。

退職後継続加入制度について　(任意共済保険・医療保障保険)

- 保険金額・入院給付金日額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。
- 退職後継続加入制度への移行時およびその後の更新時に保険金額・入院給付金日額を増額することはできません。

加入資格

1 任意共済保険

任意共済保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意共済保険 退職後継続加入制度」に年齢70歳6カ月まで継続加入できます。(S21.7.2以降生まれの方)
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。
本人が平成28年1月1日以降に加入団体を退職後、平成28年12月31日まで任意共済保険に引続き加入中である場合、そのこどもは平成28年12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
※詳細は係の方までお問合せください。

2 医療保障保険

医療保障保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も、「医療保障保険 退職後継続加入制度」に年齢69歳6カ月まで継続加入できます。(S22.7.2以降生まれの方)
ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。
本人が平成28年1月1日以降に加入団体を退職後、平成28年12月31日まで医療保障保険に引続き加入中である場合、そのこどもは平成28年12月31日までの加入となります。
また、任意共済保険の退職後継続加入制度にご加入の方に限ります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
※詳細は係の方までお問合せください。

退職時のお取扱い　1 任意共済保険　2 医療保障保険　共通項目

退職月から次期更新日(1月1日)以降も継続してご加入を希望される方は、退職時に退職翌月から次期更新日前月(当年12月)までの残余期間の掛金を一括でご入金いただくとともに、「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を11月初旬までに係の方へご提出ください。

(例) 3月末日をもって退職され、退職後も継続してご加入を希望された場合

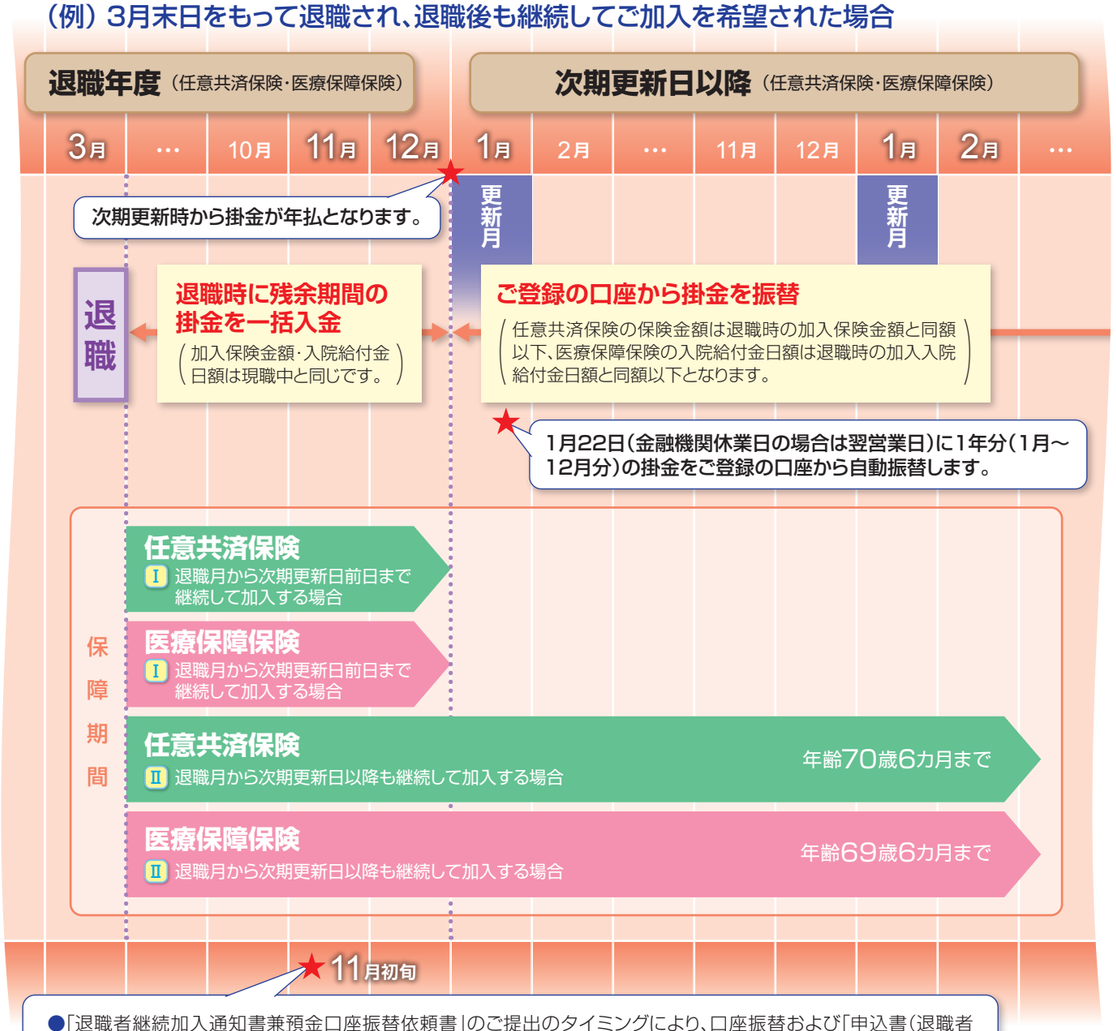

●「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」のご提出のタイミングにより、口座振替および「申込書(退職者用)」の印字がされる場合とされない場合があります。

提出の時期		口座振替	「申込書(退職者用)」の印字
①	7月末	○	○
②	8月以降11月初旬	○	×
③	11月初旬以降	×	×

※上記の「提出の時期」において、いずれも生命保険会社での受付・手続きが完了している必要があります。
※②(8月以降11月初旬)、③(11月初旬以降)の場合は、以下の書類を必ずセットでご提出する必要があります。

提出書類		記入内容等
1	退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書	記入・(金融機関お届け印)押印
2	申込書兼告知書	加入区分「脱退」に○印、申込印を押印
3	申込書(退職者用)	白紙に必要事項を記入・押印(同額または減額のみ)

●退職者継続加入の意思がありながら、申込締切日(11月初旬)に間に合わなかった方や締切日以降に退職された方等は、各加入団体から掛金が徴収されます。申込締切日(11月初旬)以降、年度内に「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を提出された方は、翌年度から退職者直轄扱として取扱われますが、口座振替は翌々年度からになります。

ご加入例

下記以外にもご選択いただける保障額がございます。
保障額の詳細はP6 ～ P7、P19 ～ P20をご確認ください。
※選択いただける保障額は退職直前の保障額までです。

1 任意共済保険
（退職後継続加入制度）

例 Aさん ご本人の場合

退職直前の保障額まで選択いただくことができます。

この保障額の中から1つ選ぶことができます。

退職直前の保障額	退職後の継続加入時に選ぶことができる保障額		
1,500万円	1,500万円	1,000万円	800万円
	600万円	400万円	

注意事項
●退職者は一旦脱退すると再加入はできませんので、ご注意ください。

2 医療保障保険
（退職後継続加入制度）

例 Bさん ご本人の場合

退職直前の保障額まで選択いただくことができます。

この保障額の中から1つ選ぶことができます。

退職直前の保障額	退職後の継続加入時に選ぶことができる保障額	
8,000円	8,000円	5,000円

注意事項
●医療保障保険で継続加入するためには、任意共済保険での継続加入が必要です。
●すでに任意共済保険の退職後継続加入制度に加入されている方は新規に医療保障保険にご加入いただくことはできません。

掛金（年払）

掛金は任意共済保険・医療保障保険ともに年払となります。
掛金についてはP7、P20の年払掛金表をご覧ください。
退職者の方は、本人・配偶者とも保険金額400万円に減額できます。

「申込書（退職者用）」記入方法

P40をご覧ください。

退職後継続加入制度（「申込書（退職者用）」記入方法）

❶ 継続加入される方は、「申込書（退職者用）」を係の方へご提出ください。
❷ 死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。（「申込書（退職者用）」での受取人変更のお取扱いはできません。）
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
❸ 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
❹ お申込みされない方はご提出不要です。

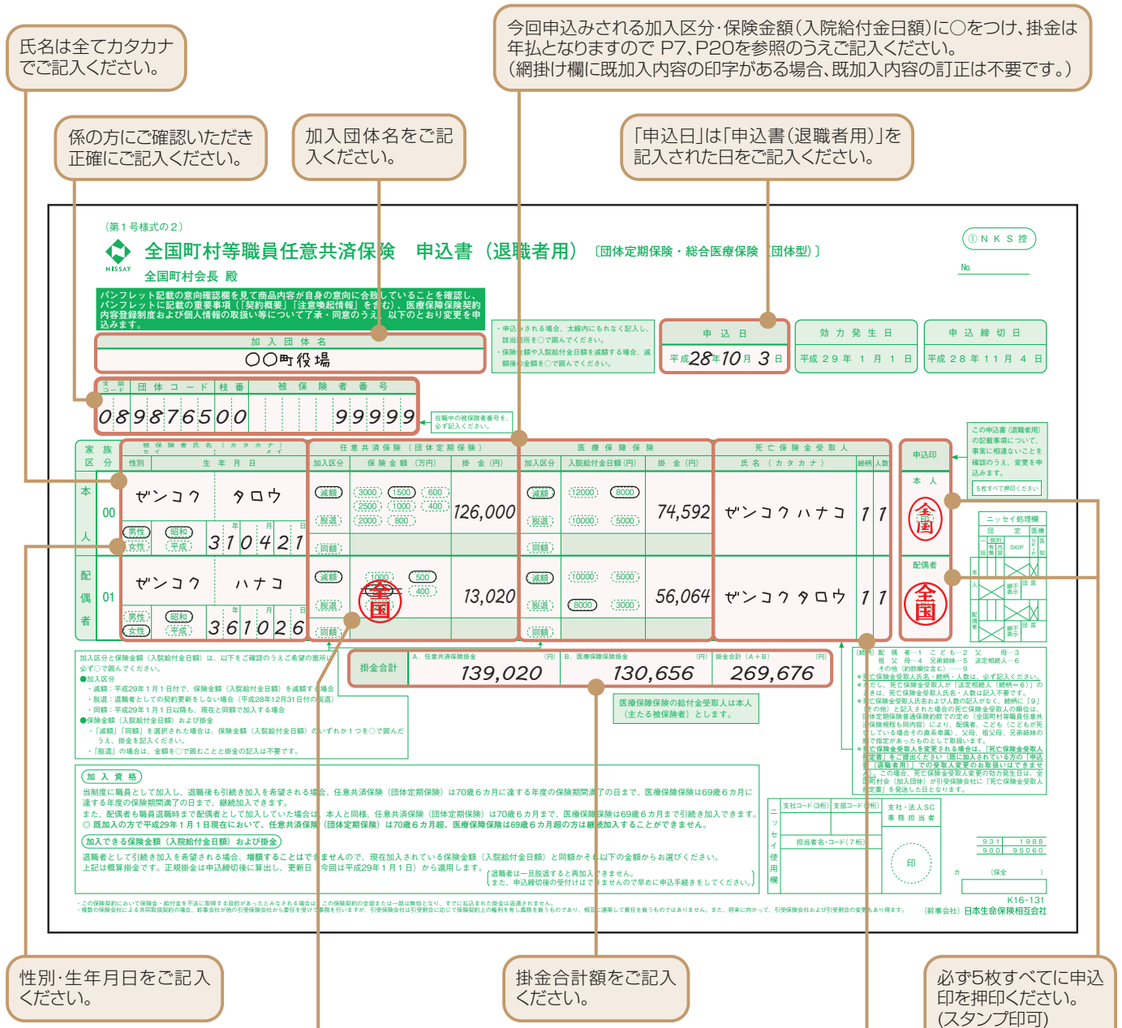

※当「申込書（退職者用）」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

全国町村会のみなさまへ

任意共済保険※
ご加入者特典！
※団体定期保険・総合医療保険（団体型）

「N-コンシェルジュ」

（企業保険商品付帯サービス）のご案内

N-コンシェルジュは、対象商品のご加入者のみなさまがご利用になれるサービスです。健康管理から趣味に至るまで豊富なメニューをご用意。以下のＵＲＬより今すぐご確認ください。

生活に役立つ情報・特典がいっぱい！！

1 ベネフィットN

健康、介護、育児、生活、レジャー・エンタメ等１５カテゴリー約14,000の豊富なメニューを優待価格でご利用が可能です。

2 バリューサービス

日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供します。

3 ヘルスケアサポート

健康、介護、メンタルヘルスに関するご相談が可能。加入者のみならず、同居のご家族も無料でご利用になれます。

N-コンシェルジュへのアクセス方法は簡単！！

URL ： http://nissay-js.jp/w?zenkokuchouson

スマートフォン、タブレットの場合は
こちらからのアクセスがおすすめ！！

「お気に入り」に登録されたみなさまへ

ＴＯＰページを「お気に入り（ブックマーク）」に追加されると、再アクセス時にログイン画面が表示されます。ログインＩＤには「zenkokuchouson」を入力してください。

ヘルスケアサポート　サービス内容について

★健康・介護・メンタルヘルスについて**メールのほか、お電話でもご相談**になれます

＜電話相談＞　０１２０－８００－１７３（通話料無料）
※ご利用の際、相談員から団体名・年齢・性別・お住まいの都道府県をお伺いします。また、上記電話番号をご利用になれない場合には、お手数ですがメール相談のご利用、もしくは03－6737－9626（通話料お客様負担）をご利用ください。
なお、メール相談については、前述のURLよりご利用になれます。

メンタルヘルスサポート

◆メンタルヘルス相談　メール・ネット　電話
メンタルヘルスについて看護師等に相談することができます
【受付時間】 24時間　年中無休
- ■看護師等がカウンセリングを必要と判断した場合は、以下の電話カウンセリングをご案内することがあります
- ■メール相談と電話相談は相談の応対者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
- ■メール相談の標準回答期限は1～3営業日(土日祝日・12/30～1/4を除く)です

◆メンタルヘルスカウンセリング　電話
メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします（予約制）
【予約受付時間】 月～金曜日（祝日・12/30～1/3を除く）9:00～17:00
- ■お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
- ■予約制１回３０分です
- ■予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
- ■お一人様につき年間５回までご利用になれます

◆メンタルヘルスカウンセリング　対面
全国47都道府県にあるカウンセリングルームで、メンタルヘルスについて臨床心理士等がカウンセリングをいたします（予約制）
【予約受付時間】 月～金曜日（祝日・12/29～1/4を除く）9:30～17:00
【実施時間】　月～土曜日（祝日・12/29～1/4を除く）9:00～20:00
- ■お電話をいただいた後、コールセンターから改めてカウンセリング日時と連絡先をご案内します
- ■カウンセリングルームにより実施時間は異なります
- ■予約制１回５０分です
- ■予約の際、お名前、団体名、部署名、電話番号等をお伺いします
- ■お一人様につき年間３回まで無料でご利用になれます

健康管理・介護サポート

◆健康・介護相談　メール・ネット　電話
お体の不調や健康管理、ご家族等の介護に関する相談に看護師等がお応えします
【受付時間】 24時間　年中無休
- ■メール相談と電話相談は相談の応対者が異なるため、相談内容が連携されることはありません
- ■メール相談の回答は翌営業日にお電話でお応えします

◆医療機関・介護施設案内　メール・ネット　電話
お近くの医療機関や専門の医療機関の情報をご提供します
【受付時間】 24時間　年中無休
- ■紹介状等は発行しておりません
- ■受診料等は自己負担となります

◆専門医相談・女性専用相談・育児相談　電話

専門医相談	約２５０名の指導医や独自に集積した専門医データベースの中から病状に応じた適切な医師に相談できます
女性専用相談	女性限定で、健康に関する悩みを女性医師に相談できます
育児相談	お子さま（小学生まで）の健康に関するお悩みについて、小児科医、看護師に相談できます

【受付時間】 24時間　年中無休
- ■当サービスは相談であり、診察・診療ではありません。また、相談には日程調整を必要とする場合もあります
- ■電話相談のみで紹介状の発行も可能です。ただし、発行する紹介状は相談情報提供書であるため、医療法上の診療情報提供書とは異なります。このため、紹介先の医療機関を受診する際に特定療養費（初診料）がかかる場合があります

◆有料老人ホーム・健康サービスの取次ぎ　メール・ネット　電話
【受付時間】 月～金曜日（祝日・12/30～1/3を除く）9:00～17:00
- ■有料老人ホームの取次ぎでは、全国で提携している有料老人ホームの「入居一時金割引」や「体験入居金割引」のご案内をします
- ■健康サービスの取次ぎでは、人間ドックや在宅検診の割引取次ぎ、および情報提供を行います

◆禁煙クイットライン（禁煙電話相談）　電話
国立研究開発法人国立がん研究センター監修のプログラムを受講した薬剤師や保健師などの専門相談員がタバコに関するお悩みを全面的にサポートします
【受付時間】 月～金曜日（祝日・12/30～1/3を除く）9:00～18:00
- ■当サービスは、電話による相談を目的としています。診療行為や医療機関への紹介状作成等は行えません

ご遺族サポート

◆ＦＰ・税務相談　電話
遺産相続や相続税に関する相談、その他相続手続きについて税理士に相談できます
【受付時間】 月～金曜日（祝日・12/28～1/4を除く）10:00～18:00
- ■遺産相続やさまざまな手続きをまとめた冊子(遺族向けガイドブック)をヘルスケアサポートのWEBサイトにてご確認になれます
- ■電話番号は他のサービスと異なります。遺族向けガイドブックに記載しております
- ■ご加入者のご遺族の方のご相談の利用期間は万一の際から３年間となります

N-コンシェルジュについてのご留意点

●記載の情報は、平成28年5月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。
●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体のご加入者となります。
ただし、ヘルスケアサポートはご加入者の同居のご家族もご利用になれます。
＜対象商品＞所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、または3大疾病保障保険(団体型)となります。
●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について日本生命は責任を負いません。

公務第二部 H28 - 01 (H28.7.21)①

任意共済保険／医療保障保険

ご相談窓口等

●お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。

●また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。

●なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、下記の日本生命窓口までご連絡ください。

＜東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県＞

日本生命保険相互会社
法人サービスセンター
TEL：0120-563-925
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3はお取扱いしておりません。）】

＜上記以外の道府県＞

日本生命保険相互会社
企業保険サービス課
TEL：0120-123-840
【受付時間 月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝日・12/31～1/3はお取扱いしておりません。）】

※お問合せの際には、記号証券番号（任意共済保険は931-1988、医療保障保険は900-95060）をお申し出ください。
＊支払業務全般のお問合せ先　日本生命保険相互会社　団体保険支払サービス課　TEL：0120-302-438

●この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/　をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

個人情報の取扱いに関する全国町村会と引受保険会社からのお知らせ

●この保険契約は、全国町村会（以下、本会といいます。）を保険契約者とし、町村（以下、一部市を含みます。）あるいは町村の一部事務組合・広域連合、系統町村会等（以下、加入団体といいます。）の所属員とその配偶者・こどもを加入対象とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、本会・都道府県町村会ならびに加入団体は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、本会がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。
本会・都道府県町村会ならびに加入団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。

●引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、本会・都道府県町村会ならびに加入団体、他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き本会・都道府県町村会・加入団体ならびに引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて

指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

＜日本生命保険相互会社（事務幹事会社）からのお知らせ＞
日本生命保険相互会社では、お客様の個人情報を正確かつ最新のものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

＜「障がい」の表記＞
当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

日本一団−2016−707−10923−M(H28.7.15)
日本一医−2016−707−10924−M(H28.7.15)